

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則（平成三十年規則第八号）新旧対照表

改正後	現行
○文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則 平成三十年三月十五日 規則第八号 （趣旨） 第一条 この規則は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成三十年三月文京区条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （近隣住民への周知等） 第三条 条例第八条第一項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する事前周知書（別記様式第一号。以下「事前周知書」という。）を_____配付し、及び次に掲げる事項に係る説明会を開催して行うものとする。 <u>一 住宅宿泊事業を開始する日</u> <u>二 届出住宅の所在地、建物名及び部屋番号</u> <u>三 届出予定者の商号、名称又は氏名及び連絡先</u>	○文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則 平成三十年三月十五日 規則第八号 （趣旨） 第一条 この規則は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成三十年三月文京区条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （近隣住民への周知等） 第三条 条例第八条第一項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する事前周知書（別記様式第一号。以下「事前周知書」という。）を<u>近隣住民へ配付することにより</u>_____行うものとする。 <u>（新設）</u>

<u>四 届出住宅における住宅宿泊事業の実施形態</u>	
<u>五 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名（住宅宿泊管理業務を委託する場合に限る。）</u>	
<u>六 当該住宅宿泊事業に係る苦情等発生時及び緊急時の連絡体制、宿泊者への注意事項の周知方法その他届出住宅の管理体制に関する事項</u>	
<u>2 前項の規定による事前周知書の配付は住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第三条第一項の届出の十五日前までに、説明会の開催は同項の届出の前日までに行うものとする。</u>	<u>（新設）</u>
<u>3 条例第八条第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</u>	<u>（新設）</u>
<u>一 原則として、届出日において届出予定者（個人である場合に限る。）が引き続き三年以上当該届出住宅に居住していることを区の住民基本台帳により確認することができること。</u>	
<u>二 当該届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものとして住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号。以下「省令」という。）第九条第三項に規定する不在を除く。）とならないこと。</u>	
<u>三 届出予定者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うこと。</u>	
<u>4 条例第八条第二項の規定による報告は、事前周知書、<u> </u>周知内容記</u>	<u>2 条例第八条第二項の規定による報告は、事前周知書及び周知内容記</u>

録書（新規・変更）（別記様式第二号。以下「周知内容記録書」という。）及び住宅宿泊事業の実施に関する説明会報告書（別記様式第三号。以下「説明会報告書」という。）を区長に提出することにより行うものとする。

5 条例第八条第四項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する変更周知書（別記様式第四号。以下「変更周知書」という。）を_____配付することにより行うものとする。ただし、法第三条第二項第六号に掲げる事項の変更（新たに住宅宿泊管理業務の委託をする場合を含む。）又は省令第四条第三項第九号に規定する住宅の規模の変更（宿泊者数の変更を伴うものに限る。）をしようとするときは、変更周知書の配付に加え、説明会を開催しなければならない。

6 第二項の規定は、前項の規定による近隣住民の周知について準用する。

7 条例第八条第四項後段において準用する同条第二項の規定による報告は、法 第三条第四項又は第六項の規定により 届け出た際、変更周知書、周知内容記録書及び説明会報告書を区長に提出することにより行うものとする。

(公表)

第四条 条例第九条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項をホームページへ掲載すること等により行ふものとする。

一 商号、名称又は氏名及び連絡先

録書（新規・変更）（別記様式第二号。以下「周知内容記録書」という。）
 _____を区長に提出することにより行うものとする。

3 条例第八条第三項において準用する同条第一項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する変更通知書（別記様式第三号。以下「変更通知書」という。）を近隣住民へ配付することにより行うものとする。

(新設)

4 条例第八条第三項において準用する同条第二項の規定による報告は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第四項又は第六項の規定に基づき届け出た際、変更通知書及び周知内容記録書を区長に提出することにより行うものとする。

(公表)

第四条 条例第九条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項をホームページに掲載すること等により行ふものとする。

一 商号、名称又は氏名及び連絡先

二 届出番号

三 届出住宅の所在地

四 届出年月日

五 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び緊急連絡先（住宅宿泊管理業務を委託する場合に限る。）

付 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第四十八号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をしようとする者は、施行日前においても、この規則による改正後の文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定の例により、周知を行うことができる。この場合において、当該周知は、施行日以後は、これらの規定による周知とみなす。

二 届出番号

三 届出住宅の所在地

四 届出年月日

五 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び緊急連絡先（住宅宿泊管理業務を委託する場合に限る。）

付 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

（新設）

別記様式第1号（第3条_____関係） （別紙のとおり） 別記様式第2号（第3条_____関係） （別紙のとおり） 別記様式第3号（第3条関係） （別紙のとおり） 別記様式第4号（第3条_____関係） （別紙のとおり）	別記様式第1号（第3条 <u>第1項</u> 関係） （略） 別記様式第2号（第3条 <u>第2項及び第4項</u> 関係） （略） <u>（新設）</u> <u>別記様式第3号</u> （第3条 <u>第3項</u> 関係） （略）
---	---